

笛吹市男女共同参画推進条例逐条解説

(名称)

「笛吹市男女共同参画推進条例」

【解説】

笛吹市は、平成 18 年 3 月笛吹市男女共同参画プラン“輝け男女 笛吹プラン”を策定しました。この第 1 次プランは、平成 18 年度から 22 年度までの 5 か年計画で推進を行いました。第 1 次プランの中には、重点目標に「男女共同参画推進条例の制定」が置かれ、条例についての市の考え方が次のように示されていました。

プランを効果的に推進するためには、市民と行政、事業者の三者がそれぞれ果たすべき役割を明確にし、協働して取り組む必要があります。条例制定によりその役割は明確になり、基本的な考え方が理解され、具体的な施策が進めやすくなります。条例に示された指針をもとに、プランは計画的、総合的に進められ、誇れる笛吹市のまちづくりの一助となります。

条例は自治体の法です。名称は、法の中身を端的に表すものだと考えられます。本市にあっては、市の重要施策の 1 つとして、男女共同参画社会の実現に取り組んでおり、「男女共同参画」という言葉を市民に広めたいと願っています。男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、対等なパートナーとして共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会を実現するため、市や市民、事業者等が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを目的に、名称を「笛吹市男女共同参画推進条例」としました。

なお、平成 23 年 3 月には、プランの見直しを行い、第 2 次の“輝け男女 笛吹プラン”を策定し、現在推進を行っています。第 2 次プランは、第 1 次プランの考え方を踏襲した上で、総合目標を「男女共同参画社会の実現」とし、基本目標には、次の 5 つを掲げています。

- I 人権尊重の意識を高めるための教育の推進
- II 男女差別のない働きやすい環境づくり
- III 健康で安心して暮らせる環境づくり
- IV 男女が互いに豊かに生活でき、活動しやすい地域づくり
- V 男女共同参画を進める体制づくり

そして、基本目標 V の重点目標 2 には、「男女共同参画推進条例の啓発・推進」が置かれました。今後、市ではさらに条例内容の啓発をすすめていきます。

【前文】

笛吹市は、古来、政治、文化、産業面で地域の中心として機能してきた歴史を有し、天与の温泉、豊かな自然、桃・ぶどう生産量日本一を誇る農業と観光を主体としたまちである。この背景には、農業、観光業等に家族とともに汗を流し、その合間を縫っての家事、育児等の主たる担い手となってきた女性たちの生活の支えがある。

一方で、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行等により、女性が方針決定へ参画し難い現状もみられる。

日本国憲法においては、個人の尊厳の尊重と男女平等がうたわれる中で、こうした状況を踏まえると、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められている。

私たちは、男女共同参画社会の早期実現を総合的かつ計画的に推進し、市民が豊かで安心安全な生活を営み、市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市を築くため、この条例を制定する。

**【趣旨】**

前文は、一般的に、法令の冒頭に、法令制定の由来や目的、法令の基本的理由などを述べた文章であるといわれています。前文で有名なのは憲法で、決意や基本的な考え方や原理が未来を見定める荘厳な文体表現で書かれています。

男女共同参画は、日本国憲法の個人の尊重を踏まえ法の下での平等と両性の本質的平等に基づき、国際社会での取り組みである女子差別撤廃条約に基づいています。そして、それらの法に基づき生まれたたくさんの判例や法実践を取り込んでいることも意味しています。

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現は、21 世紀社会の最重要課題であるとされ、なお一層の取り組みが必要であることが示されています。この条例は、市の将来構想にとって男女共同参画が不可欠であること、及び条例制定の由来・背景・必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言するため前文を置きました。

**【解説】**

本市は、歴史的にみても古くから発展を遂げ、自然資源も豊富です。第 1 次笛吹市総合計画の中には、まちづくりの理念として、「自然・歴史・文化・産業・生活の多様性を守り、育み、活かし、「市民一人ひとり、地域の一つひとつ、産業の一つひとつが元気なまち」をつくります。」「まちづくりは人づくり」という考え方のもと、市民一人ひとりが主人公として生活し、「自らの夢を実現できるまち」をつくります。」と示しています。本市の将来を考えたとき、豊富な産業及び自然資源等を活かしながら、市民一人ひとりが主人公となり、自らの夢を実現するためには、その性にとらわれずその個性を活かすいきいきと活動できる男女共同参画社会の実現は、必要不可欠です。

そのためには、本市の男女共同参画をとりまくこれまでの経緯や地域特性、現状を明らかにし、本条例の必要性を明記するとともに、目指すべき方向及び今後の取り組みに対する決意を述べています。

**《日本国憲法》**

日本国憲法は、「個人の尊重」(13 条)という根本原理の下に、「法の下での平等」(14 条)及び「家族生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」(24 条)を規定して、性別による差別を禁止しています。日本国憲法は、以下の 3 つの平等を定めています。

(1) 形式的平等

本来、男女は同じに取り扱うべきだという場合の平等です。そもそも平等は、法的取扱いを均一にすることを求めるこの形式的平等を意味しています。「機会の平等」とも言います。

(2) 相対的平等

事実が異なれば、それに応じて取扱いも異ならせることを求める平等です。生理的に男性と女性は違いますから、この事実の違いに応じて取扱いも異ならせるというものです。「取扱いを異ならせる」ということは「差別」ですが、この場合、憲法が認めた差別、憲法が許した差別という意味で、「合理的差別」あるいは「合理的区別」と呼びます。したがって、合理性のある差別・区別は法的に許されるということです。何が合理的差別又は合理的区別であるかは個々具体的に判断することになります。

(3) 実質的平等

もともと格差が存在するときに、その格差を是正する場合の平等が実質的平等です。低いほう(歴史的に虐げられてきたほう)を法的に厚く保護することで、格差を是正しようとするものです。「結果の平等」とも言われます。男女共同参画社会基本法の条文の中に「積極的改善措置」という言葉(「文言」<もんごん>といます)がありますが、実質的平等を実現する措置です。男女共同参画の場合、歴史的に虐げられてきたのは女性なので、格差を是正するために「女性」に対して特別な優遇措置を講ずることは、この実質的平等の実現です。ただし、実質的平等のための取り組みは形式的平等のいわば例外的ケースであるということです。つまり、格差の是正という目的が果たされれば、上記の優遇措置(特別な取り組み)は解消されなければならないものなのです。

この点で、例えば、公立の女子大学が問題となります。

《女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）》

1979年(昭和54年)国連総会で採択され、1980年(昭和55年)コペンハーゲンで開かれた国連婦人の10年中間年世界会議で署名され翌1981年に発効した条約です。特徴は、あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を目指し、法律や制度のみならず、慣習も対象とした性差別役割分担の見直しを強く打ち出しているところにあります。

この条約に日本も署名しましたが、批准するに当たって条約の基準に達していない国内法の改正が必要となり、日本は1984年(昭和59年)の国籍法改正、翌1985年の男女雇用機会均等法の制定など、国内法を整備し、そのうえで、1985年(昭和60年)に批准しています。

なお、現代の学術の世界では、「女子」ではなくて「女性」という語を使用し、「女性差別撤廃条約」と呼んでいます。

《男女共同参画社会基本法》

1999年(平成11年)6月、男女共同参画社会基本法が成立しました。

基本法はその前文で、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけています。男女共同参画政策の推進が、県及び市町村全体の政策に影響を及ぼすようになることが必要です。そのためには、男女共同参画施策を、市における主要な政策と条例上位置づけることが重要です。

基本法により規定された男女共同参画政策の重要な要素の一つは、性別による固定的な役割分担意識によって形成された性差別、社会的及び文化的に形成された性差を解消するように、これまでの施策を見直し、これからの施策を形成していくことです。このことを地方公共団体において実施するために、基本法では、国と地方公共団体に直接の責務が規定され(基本法8条、9条)、男女共同参画社会形成の促進に関する施策の策定と実施は、5つの基本理念、①男女の人権の尊重(3条)、②社会における制度または慣行についての配慮(4条)、③政策等の立案及び決定への共同参画(5条)、④家庭生活における活動と他の活動の両立(6条)、⑤国際的協調(7条)にのっとり行われることが明確にされました(8条、9条)。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び施策の基本的事項を定め、総合かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。

【解説】

この条例は、男女共同参画の推進における基本条例です。この条例の形態は、理念型と具体的施策提案型の混合形態となっています。すなわち、基本理念を高らかに謳いながら、それに向けての市の具体的な施策を提示しています。

条例では、「市民だれもが相互に認め合い、住みやすく、子どもたちに輝く未来を託すことができる笛吹市」を創ることを制定目的にしています。男女共同参画社会基本法第9条が、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、……区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」との文言で地方公共団体の責務を定めたのを受けて、平成18年3月に「笛吹市男女共同参画プラン“輝け男女 笛吹プラン”」を策定し、現在第2次プランを推進しています。プランの実効性を保障する

条例を制定することにより市、市民及び事業者が手を携えて、男女が相互に対等なパートナーとして男女共同参画社会実現に向け、活動すること、また、子ども達に輝く未来を託せるまちづくりを目指しています。

**(定義)**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が持てる能力及び個性を存分に発揮し、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 国籍を問わず、住民登録の有無にかかわらず市内に住む人、市内で働く人及び市内で学ぶ人をいう。
- (3) 事業者 市内において営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市において教育に携わるすべての者をいう。
- (6) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。
- (7) 積極的改善措置 家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (8) 家族経営協定 農業及び個人商店等の家族経営において、労働時間、労働報酬、休日等について取り決めを行い、それぞれが自覚を持って経営に参画することを目的に締結するものをいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

**【趣旨】**

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて、説明をしています。

**【解説】**

(1)「男女共同参画」とは、「男だから、女だから」といった意識を見直し、市民一人ひとりが個性と能力を存分に発揮できる地域作りを目指すと共に、政策方針の決定、企画立案の過程に積極的に参画する姿勢をもつことを示しています。

(2)この条例で用いる「市民」とは、市内に住む人、市内にある事務所または事業所で働く人、市内にある学校で学ぶ人とし、国籍は問いません。条例はその効力が、市内に限られていることから、条例における「市民」は、笛吹市に住所を有する人(住民)のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて「市民」を広く捉えることにしました。

(3)ここでいう「事業者」とは、営利又は非営利目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、業を行う個人、法人その他の団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社及び企業だけでなく、その集合体である商工会議所のような公益社団法人も含まれます。

「団体」とは、法人以外の集団すなわち法人格を有しない集団のことで、法律用語で言えば、権利能力なき社団ということですが、ボランティア活動を行う集団などがこれに含まれます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいため市民と分けて規定しているものです。

(4)町内会、自治会、青年団、ボランティア団体など市民で組織する団体が含まれます。男女が

互いに個性を活かし地域で活動していくためには、地域の政策方針の決定の場に積極的に参加することが求められます。

(5)教育が意識形成に及ぼす影響は極めて強いと考えられます。従って幼いうちから社会的及び文化的に形成された性差にとらわれない育て方が求められます。家庭、学校、社会教育その他市内において教育に携わる者を規定し、その責務を明示する必要があります。

(6)この条例で用いる「事業者等」は、(3)でいう「事業者」、(4)でいう「自治組織等」、(5)でいう「教育に携わる者」をいいます。

(7)「積極的改善措置」は、「ポジティブ・アクション」ともいいます。アメリカでは、アファーマティブ・アクションと呼ばれるものです。これまでの歴史において男女の格差がある場合は、格差を是正するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、作為的に保護を与えることにより、やがて男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。

(8)「家族経営協定」とは、もともとは農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもっと取り組めるようにするために、農業経営を担っている世帯員相互間のきまり及び取決めをいい、1995年に農林水産省が提唱しました。

農業だけでなく、個人商店等の家族経営における家族従事者、特に女性はその役割に見合った報酬及び給与が支払われず、加えて家事、育児、介護など無償労働を担っている現状がみられます。この家族経営協定が締結されることにより、女性の労働環境の整備、経営方針決定への参画が期待されます。

(9)「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)において事業者の配慮義務として規定されているものです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、または性的なうわさを流すなど相手の意に反した性的な言動により相手に不快感や不利益を与えたり、相手方の生活環境を害したりする行為のことをいいます。なお、この条例における「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用の場だけでなくあらゆる場での行為をいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念にのっとり行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動に、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。
- (7) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調の下に推進されること。

**【趣旨】**

基本理念は、男女共同参画を推進する上での基本的考え方を示したものです。

**【解説】**

7つの基本理念を定めました。「男女共同参画は人権の問題」というのが本条例の基本的な立場です。人権は尊重されなければなりません。基本的人権とは、人間が人間として生きていく上で不可欠な権利であり、それは法により守られなければなりません。ここで掲げている基本理念は、国際社会で認められている権利です。高齢者及び障がいを持つ人も、安心な環境の中で暮らせる権利があります。行政や事業者は、男女を雇用、就労の場だけでなく業務面でも平等に扱わなければなりません。また、家庭、学校、地域、職場で互いを尊重しあう心を育てる幼少時からの教育が大切であるという思いが込められています。

**(1) 男女の人権の尊重**

①「個人の尊厳が重んぜられる」こと

基本法にも同じ文言がありますが、個人主義に根ざした言葉で、一人ひとりの人間を「性をもつ自立した人格的存在」として捉え、このような「人格的存在」それ自体が傷つけられたり破壊されたりしないようにするという事です。個人主義は、すべての価値の根源に個人をおくという意味です。どんな場合にも、個人から出発するという意味です。国家や集団のために個人があるのではなく、個人のために国家や集団があるという前提に立ちます。一人ひとりの人間は能力や性格などがみんな違ってきますから、その違いを認め合いましょうということです。人間はみんな異なっているから、それぞれに存在意義があるということです。どの人も世界に二つとない存在なのです(浦部法穂『憲法学教室』日本評論社を参照)。金子みすゞの詩「私と小鳥と鈴」の中に、「みんなちがってみんないい」という表現がありますが、これがまさに個人の尊重の核心部分です。

②「性別による差別的取扱いを受けない」こと

基本法にも同じ文言がありますが、男女平等を実現するために、性別による差別的取扱いを禁止しているものです。ここにいう「性別による差別」とは、社会的及び文化的に形成された性差に基づく差別(ジェンダー差別)と性別それ自体に基づく差別(性差別)の両方を含んでいると考えています。「ジェンダー差別」が通常いうところの「男女差別」を意味し、「性差別」は同性愛差別などを含む差別を意味すると考えられます。

③「個人として能力を発揮する機会が確保される」こと

人間というのは、自分の持つ能力を発揮する(腕前を振るう)機会があつてはじめて生き生きできるものです。社会の中に自分という存在の居場所があるという実感、あるいは必要とされているという実感は、人間が人間として生きていく上で不可欠のものです。

そこで、第一に、この人権は、能力発揮の「機会」を確保するという、きわめて「手続」的側面に力点を持つ人権と考えられます。一人ひとりがこれまで努力して築いてきたキャリアを認めた上で、そこで培った能力を発揮する機会が、性別により、あるいは社会的及び文化的に形成された性差によって、否定されたり特定の方向へ向けられたりすることがないようにするのです。男女共同参画の捉え方は、男女という区分ではなく「個人」という区分なのです。

第二に、「機会が確保される」(機会が与えられる)という手続上の権利は、単に手続が用意されているというだけでは不十分で、その手続自体が適正である(真に平等になっている)ということではなければならない、ということです。たとえば、芝信用金庫事件という間接差別の裁判例でわかるとおり、男女に昇進の機会が与えられていても、実際に昇進するのは男性だけという差別が存在します。つまり、形の上で「昇進の機会」という手続が与えられているだけでは真に公平な昇進が期待できないのです。やはり、「昇進の機会」という手続自体が適正でなければならないということです。

今、昇進を例に取りましたが、能力発揮の機会はこれだけにはとどまりません。日常的な仕事

の中に、あるいは物事を決める決定的な場面の中にも手続き的な問題は存在しています。能力発揮の機会が確保される人権とは、そういう手続き的な正義を実現するためのものです。この人権によって、「自分にも能力を発揮する機会が与えられる権利があるのだから、参画の機会がほしい」という要求を女性たちも打ち出せる素地が生まれたわけです。

## (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

ここでは、社会的及び文化的に形成された性差による歪み(ジェンダーバイアス)の解消を求めています。性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社会のあらゆる分野において残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方や「男が主で女が従」とする考え方に基づく制度や慣行がまだ多く見受けられます。社会的及び文化的に形成された性差は、目には見えず、人々の意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、捉えがたい存在です。それでいて、私たちの理性を左右し、能力を男の枠・女の枠で押さえつけ、人生を男の生き方・女の生き方にしてしまいます。しかも、私たちは社会的及び文化的に形成された性差によりそのように規範づけられていることに気づかないのです。そこで、男女共同参画社会基本法は、男性に対しても女性に対しても、この社会的及び文化的に形成された性差による影響をできるだけ「中立」なものにするように規定しています。この条例も基本法のこのような立場と同じ立場に立っています。

社会における制度や慣行の性別による役割分担意識を是正し、男女がその能力を発揮する機会を確保し、自由に活動を選択できるようにすることを規定しています。

## (3) 政策等の方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野における意思決定の場への男女対等な参画が必要です。男女の対等な参画については、単に参加するのではなく、政策、方針の立案や決定の場に女性が積極的に参画する機会が確保されることが大切です。

## (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いに協力し、働き続けられる環境の整備が必要です。仕事と育児・家族の介護を両立できることは、社会経済の活力を維持する上で重要であり、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

また、地域社会の活動に男女が共に参画し、より豊かなものにしていくことも必要です。

## (5) 性と生殖に関する健康と権利

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とも言われます。男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要というものです。

特に、女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、この条文を基本理念として取り上げることとしました。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

妊娠や出産については、男女でそれぞれがよく話し合っ決めて決めること、産む、産まないを男女で決定する考え方の尊重、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活が送れるようにすることを規定しています。

## (6) 暴力的行為の根絶

ドメスティック・バイオレンスに見られるように、男女間での暴力は殺人といった死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力を振るわれない権利は、人間であり続けるための「人格」及び「身体」ととってきわめて基礎的な権利といえます。

性的な嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)や配偶者等の暴力(ドメスティック・バイオレンス)、痴漢行為、ストーカー行為、他の者を不快にさせる性的な言動等男女間における暴力的行為は男女共同参画を阻むものであり、その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題です。

(7) 国際的協調

本市は観光のまちでもあり、観光客には外国人も含まれ、観光業にも多くの外国人が就労しています。こうした人々との共生は相互の人権尊重を基調としなければなりません。

国における男女共同参画社会の形成の促進についても、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても国や県と歩調を合わせながら、情報収集や情報提供に努め、取組を進めることが大切です。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、及び協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画推進に係る市の責務を定めています。

【解説】

1 男女共同参画の推進のための施策を、基本理念に基づき、総合的かつ計画的に実施します。

市民が安心して住むことができ、市民が男女を問わず持てる能力及び個性を発揮するためには、市としての男女共同参画を推進する姿勢が必要です。

「男女共同参画に関する施策」は、「男女共同参画の推進に関する施策」と「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」との両方を含んだ用語です。いわば、直接的に男女共同参画の推進に関わる施策だけでなく、間接的に関わる施策も対象にしています。したがって、市の施策全体に関わっています。

「第2次笛吹市男女共同参画プラン“輝け男女 笛吹プラン”では、次の5つを基本目標に掲げて、男女共同参画の推進に関する施策の方向性を示しています。

- I 人権尊重の意識を高めるための教育の推進
- II 男女差別のない働きやすい環境づくり
- III 健康で安心して暮らせる環境づくり
- IV 男女が互いに豊かに生活でき、活動しやすい地域づくり
- V 男女共同参画を進める体制づくり

男女共同参画を推進する姿勢に立って、第3条に掲げる基本理念を明確にし、プランに掲げる施策を中心に計画的、総合的に必要な財政上の措置を講じることに配慮しつつ男女共同参画を推進する必要があります。

2 男女共同参画の推進のための施策の実施に当たっては、市民や事業者及び教育に携わる者はもとより、国、県及び他の地方公共団体が互いに連携し協力し合って、推進を図っていくことが重要です。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的に男女共同参画の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び市民自ら企画する男女共同参画の推進に関する活動に積極的に参画し、及び協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画社会の実現のためには市民の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

【解説】

- 1 今やまちづくりには市民一人ひとりが主体的にその能力を発揮し、行政と協働して取り組むことが求められています。

行政任せではなく、市民としての自覚に立った活動をすることが求められています。男女共同参画の実現のためには、各自が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。男女共同参画の推進を実効性のあるものにするためには、市民の理解と協力が欠かせません。

- 2 市内地域には、まだまだ性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行が根強く残っています。地域の役員などが男性優先に決定していること、女性に地域役員を頼んでも引き受けてくれないなど、固定的な役割分担意識に基づく慣行結果生じた問題事例が実態として多く見受けられます。

男女共同参画にあっては、特に市民の主体的関わりが求められ、市民の意識改革がなければ推進できない状況にあるため、積極的に参画し、協力することが必要不可欠です。

**(事業者の責務)**

**第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、及び協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。**

- 2 事業者は、男女の平等に関する法令を遵守し、その雇用する者に対し男女平等意識の啓発を行うとともに、男女が家庭と事業活動とを両立できる職場環境づくりに努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、男女共同参画社会の実現のためには事業者の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

男女共同参画社会基本法には特に定められていませんが、事業者はその立場上、労働者に対して、市民以上に強い影響力を持っており、しかも男女共同参画社会の実現のためには職場における男女共同参画の推進は欠かすことができないので、その主体である事業者の責務を規定しています。

**【解説】**

- 1 第5条の市民の責務と同様、男女共同参画の実現のためには、事業者等が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。

- 2 第3条4号に規定する「家庭生活における活動と他の活動の両立」を実現するためには、本人が努力するだけではなく、事業者も労働者が仕事と家庭の両立を図りやすくなるように、労働条件などの職場環境を整え、育児、介護に男女が共に携わることができるよう、努めることを規定しています。

市男女共同参加推進委員会活動を通じて、男女共同参画に理解を示している事業者にも、まだ理解面に温度差があることがうかがえました。こうした状況を踏まえ、市及び男女共同参画推進に当たる者は共に協働して理解が深まるようその啓発に努める必要があります。

**(自治組織等の責務)**

**第7条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等及びその他の男女共同参画の推進を阻害する要因を取り除くよう努めなければならない。**

- 2 自治組織等は、市が実施する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。  
3 自治組織等においては、男女が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

**【趣旨】**

地域活動を行う自治組織及び各種団体は、男女共同参画の推進に配慮するよう努力を求めました。

**【解説】**

自治組織や各種団体の責務を規定し、地域活動における男女共同参画の推進を定めています。地域社会で活動を行う団体の中で、特に自治会など、女性が区長その他の役員になっていない現状に照らして、女性にも区長その他区役員になる機会が与えられるようにすることを目指し配慮を求めました。

女性が家庭以外の社会的な活動に参画して、自立した個人として成長し、男性と対等な関係を築いて社会参画していくためには、「世帯主」中心の表記の慣行、女性が責任を背負って社会に参画せずに済まされる社会風土、更には積極的に発言し自分の意見を表明する自立した女性に対し、女性自身による非難の態度文化等といった、男性中心的な社会慣行を見直さなければなりません。特に、世帯主を中心にして住民把握したりする行政の行為がその他の上記阻害要因のそれぞれと絡まっていることが、論点整理の議論の過程でわかってきました。市民の間で人選に関わる行為をする場合に、頻繁に「世帯主」が出てくるのです。この世帯主中心の慣行は、便利な側面があるのですが、逆に女性の社会進出を阻む阻害要因としての側面もあり、この慣行を乗り越える方策の考案が今後の課題です。

上記の様々な慣行はかなり複雑に日常生活と結びついていることがわかっており、慣行の見直しは容易なことではありませんが、行っていかなければなりません。

地域における男女共同参画の推進に当たっては、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度や慣習を見直し、女性の意見が反映されるような組織づくりが求められています。生活に身近なところから、物事を決める場への女性の参画を推進し、男女が共に地域の一員としての役割を果たすことができる地域づくりが必要であると考えます。

#### (教育に携わる者の責務)

**第8条** 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

##### 【趣旨】

あらゆる教育に携わる者が男女共同参画の理念に基づき教育を実践することが重要であるため、その責務として明記します。

##### 【解説】

男女共同参画社会の実現において、教育及び学習の果たす役割は極めて重要です。教育は市民の意識や価値観に大きな影響力をもっています。教育に携わる者はだれもが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止

#### (個人としての尊厳と性別による差別的取扱いの禁止)

**第9条** 何人も、個人としての尊厳を冒されてはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

##### 【趣旨】

本条は、すべての人や団体に対して、すべての人が人間として人格を尊重されることを規定しています。その上で、すべての人や団体に対して人権としてのプライバシーの保護及び性別による差別の禁止を定めています。

##### 【解説】

1 個人の尊厳は、日本国憲法第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定されています。日本国憲法の三大原理(国民主権、基本的人権の尊重、平和主義)もこの「個人の尊重」を根拠として生み出されたものです。人間は性を持った人格的存在として生きていくもので、このことは憲法の人権保障によって守られています。人格を持って生きていく存在ですから、人格を傷つけられるということは人間でなくなるということに繋がります。だから、例えば、馬鹿にされたりして人格が傷つくと、殺人を犯したりあるいは自殺したりする事件にまで発展します。本条例は、「個人の尊厳を冒してはならない」として個人の人格上の利益全体を尊厳として守ろうとしているのです。

この一例として、個人の氏名が挙げられます。氏名は、最高裁判例(昭和63年2月16日 第3小法廷判決)において「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であり、人格権の一内容を構成する」と認めているとおり、個人の尊厳にとってとても大切なものです。『おい』『お前』ではなく、だれもが自分の名前と呼ばれたいと願うのは当然のことです。笛吹市は、本条例を通して、夫婦及び親密な関係にある男女が互いを名前で呼び合うような社会がつけられるよう、啓発していきます。また、自他相互の人権を尊重することは、男女が社会生活を送っていく上でとても大切なことで、他人のプライバシー等を噂として軽々しく流さないようにすることもそのひとつです。噂の軽々しい流布は人権尊重の精神を希薄化させますし、固定的な性別役割分担意識を変革し男女共同参画的な家族関係を築いていこうとするときの障害ともなります。プライバシー・名誉・信用などは人間として社会生活をしていく上で最も大切なものなのです。また、この態度は他の人と話し合いながら活動するための意見調整及び活動調整のためにルール化する能力の養成とも関わってきます。流す情報がたとえ事実であったとしても、個人の尊厳を傷つけないよう配慮する必要があります。

2 女性に対する権利侵害は、個人同士の問題にとどまらず、女性と男性が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画していくことを阻む深刻な問題のひとつです。

**(配偶者等に対する暴力的行為等の禁止)**

第10条 何人も、配偶者等(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者及び親密な男女関係にある者をいう。)に対し、暴力的行為や虐待行為を行ってはならない。

2 何人も、男女間において、セクシュアル・ハラスメント又はそれを助長するような行為を行ってはならない。

**【趣旨】**

すべての人や団体に対してドメスティック・バイオレンス(DV)及びセクシュアル・ハラスメントなどの行為の禁止を定めています。

**【解説】**

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、売買春、性的虐待などの女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視、男性重視の意識があります。もとよりこの種の被害者は女性だけに限りませんので、あらゆる形態の暴力を根絶していくことは男女いずれの性にとって必要なことです。

暴力はいかなる形態であっても許されず、子どもに対する暴力(ネグレクトを含む)も配偶者間の暴力も許されてはなりません。日本人の意識には、ドメスティック・バイオレンス等、「家の中」の問題を外に出すことを「恥」と考える文化があり、家庭内で発生した暴力事案を家庭外の人々が知り得るのは難しい状況にあります。特にドメスティック・バイオレンスは、生命に関わる重大な問題であり、家庭内のこととして秘密にし、家人以外の人々の立ち入りを嫌って生命の危険を回避することはできません。また、近年は、配偶者間の暴力だけでなく、恋人間の暴力(いわゆるデートDV)が問題となっています。このため、本条例では、ドメスティック・バイオレンスの

対象者を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する配偶者と恋人同士の関係にある者としており、国よりも一歩進んだ規定を盛り込んでいます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、配偶者からの暴力防止を目的にしているのに対し、本条項では、人権の尊重を目的としているため憲法94条にいう「法律の範囲内」および地方自治法14条にいう「法令に違反しない限り」という諸文言には、違背しないものと考えています。(徳島市公安条例事件最高裁判決<最大判昭和50.9.10>及び学説を参照)

ドメスティック・バイオレンスには、外見的に蜜月の状態に見えるハネムーン期を含めて男女の行動形態に周期性があるといわれており、蜜月と暴力とが交互するその本質を理解するための啓発活動が十分行われなければなりません。また、ドメスティック・バイオレンスが生命に関わる重大な人権侵害であることを認識する学習、教育が必要となります。

女性の人権が尊重される社会にするため、性別による権利侵害をあらゆる場において明確に禁止するものです。

### 第3章 基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画推進の視点を盛り込むよう配慮しなければならない。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、男女共同参画社会基本法第15条を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、それを策定し、実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮義務を規定しています。

#### 【解説】

男女共同参画基本法は、「施策」を2種類に分けています。①「男女共同参画社会の形成に関わる施策」いわば直接的に男女共同参画に関する施策で、男女共同参画の担当者が担当するものです。他方、②「男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策」いわば間接的に男女共同参画の推進に関わりを持つ施策で、男女共同参画の担当者以外の職員が担当するものです。そして、法第15条は「地方公共団体は、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」と規定して、男女共同参画の担当者以外の職員が担当する事業の中に男女共同参画の視点を盛り込んでもらおうとするものです。

本条は、上述の男女共同参画社会基本法15条と同旨です。すなわち、高齢者福祉、子育て支援、教育、さらには防災など、男女共同参画とは直接に関わりを持たない行動計画でも、その中に、男女共同参画の視点を盛り込んでもらおうとする条文です。これにより、広範な男女共同参画の推進が可能となります。

総じて、市は、男女共同参画を直接的に推進する施策だけでなく、あらゆる施策の策定に当たり、それを策定し、実施するに当たって根底に男女共同参画の視点を踏まえて取り組まなければならないとした配慮義務を規定しています。

基本計画を策定したり変更したりしたときは、その内容を広く公表することを求めます。

(基本計画)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、必要な体制を整備するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画施策の基本となる計画(基本計画・プラン)について、定めています。

【解説】

男女共同参画社会基本法第14条第3項の「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」との規定を受けて、本市は、現在、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする「第2次笛吹市男女共同参画プラン“輝け男女 笛吹プラン”」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

計画の策定に当たって、市民及び事業者等の意見を反映することを定めているのは、市、市民、事業者等が一体となって男女共同参画を推進していくことが不可欠であり、基本計画を地域の実情に応じたものにするうえで重要だからです。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市長に対し、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について公表を義務付けています。

【解説】

男女共同参画を推進していくためには、「笛吹市男女共同参画プラン“輝け男女 笛吹プラン”」に基づいた施策の実施状況を調査、検証して、基本目標に迫る重点目標の達成状況を年度末総括点検し、次年度へ繋げる必要があります。市では男女共同参画に関する基本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年、基本目標に基づいた施策の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、広報や、市のホームページその他の方法により公表します。行政内部の資料とするだけでなく、市民等に対して公表していくことで、男女共同参画社会の実現に向けた理解と意識の高揚が図られます。

(情報提供及び啓発活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報提供、広報活動その他の啓発活動を行うものとする。

2 市は、前項に規定する啓発活動の浸透状況を把握するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画の推進について、情報提供、広報活動及び調査を市に義務付けています。

【解説】

- 1 アンケートや市男女共同参画推進委員会の推進活動から、市民や事業者の男女共同参画に関する認識には温度差が大きいことがうかがえます。あらゆる機会を通じて基本理念や具体的施策に関する情報を提供し啓発に努める必要があります。
- 2 市は、市が行う情報提供及び啓発活動等がどの程度市民に浸透しているかを把握しておく必要があります。そのためには、市民の意見を収集することが必要となります。  
本条例がどの程度市民に周知されているか、及び第12条の計画がどの程度市民の間に浸透しているかを知ることが重要で、そのための現状把握も必要となります。

**(公衆に表示する情報に関する留意事項)**

**第15条** 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担及びセクシュアル・ハラスメント等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないようにしなければならない。

**【趣旨】**

本条は、すべての人に公衆に対する情報表示に際して、性的な差別やセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどを助長、連想させるような表現の禁止を求めています。

**【解説】**

- 1 女性の性表現に対する間違った情報、理解が存在する現状があります。情報の発信者が誰であろうと、新聞、テレビ、ポスターなどの情報は、市民の意識や行動に大きな影響を与えます。特に、ビジュアルな表現方法は、強い模倣行動を誘発しますので、社会的及び文化的に形成された性差(ジェンダー)の刷り込みが行われてしまいます。  
市は、この社会的及び文化的に形成された性差(ジェンダー)の刷り込みの重大性に鑑み、自ら範を示すことが大切で、市が出す情報(広報誌及びポスター等)を精査して、男女共同参画の視点が十分に盛り込まれるようにしなければなりません。また、市民及びメディア等事業者は、自らが発信する情報における社会的及び文化的に形成された性差(ジェンダー)の刷り込みの重大性を理解し男女共同参画の視点を情報制作及びその企画運営に反映させることが必要です。

**(積極的改善措置)**

- 第16条** 市長は、各種行政委員若しくは審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員構成の男女比率は、別に定める市の総合計画に掲げる目標値を目指し、努力するものとする。
- 2 市長は、男女共同参画の視点が職務に反映されるよう市職員に研修を積ませるとともに、性別を前提とした配置を行わないよう努めなければならない。
  - 3 市は、あらゆる政策の企画、立案及び決定において男女が共同して参画する機会を確保しなければならない。
  - 4 市は、事業者等における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会を確保するよう働きかけるものとする。
  - 5 市は、市と工事請負等の契約を行おうとする事業者に対し、第6条に基づく男女共同参画推進状況について、報告を求めることができる。

**【趣旨】**

本条は、政策、方針決定の場への女性の登用について、市が率先して取り組んでいくことが重要であることから、各種行政委員や審議会等における女性委員の登用を積極的に図ることを定めています。

**【解説】**

- 1 市が設置している法律による付属機関等や市長の諮問機関その他の委員会、審議会等の委員の選任に当たっては、男女の委員数の均衡を図ることを求めています。

女性は、家庭外の会合等に参加する機会が男性に比べて極めて少なく、そのことが、女性に「場に慣れていない」・「経験がない」・「議論するのが苦手」といった消極的な姿勢を取らせてきている現状があります。また、生活の種々な場面で「銃後の守り」役を担うように周囲からも自らの意識からも求められていました。そのため、女性が政策、方針決定の場に登用されるためには、周囲の配慮が必要となります。

本市の審議会等の女性登用率は、平成23年4月1日現在で26.6%となっていますが、国際基準の目標値は女性比率50%、また、国の目標値は2020年までに30%を掲げており、市でもこれに近づくことができるような努力を求めています。

- 2 男女共同参画を推進する市は、自らの組織において昇進、配置等において、男女が平等に扱われるよう庁内体制を整えることが必要です。男女共同参画の視点に立ち、特定の部署に性別を基礎にした人事配置が行われないような配慮が必要です。市が職員に対し男女共同参画についての反復的な研修を行い、男女共同参画の視点が職務に盛り込まれるようにしなければならないという規定です。
- 3 第7条3項に関連する事項として、市の政策の立案又は決定の場への男女の具体的な機会確保を規定しています。本市の議会に占める女性議員の割合は、平成21年12月1日現在で16.7%と全国平均の12.4%を上回っていますが、決して率としては高いものではありません。女性の人権確保のためには、女性自身の生の声を議会など政策決定の場に反映させる必要があり、女性が政策決定の場に参画しやすい環境づくりを市が行うことが必要です。
- 4 3項の規定と同様第7条第3項に関連する事項の規定ですが、本項では、行政区、民間の団体の方針の立案又は決定の場への男女の具体的な機会確保を規定しています。市は、行政区などや民間の団体に対し、女性が政策決定の場に参画しやすい環境づくりを行うよう働きかけを行なっていきます。
- 5 本市では、笛吹市事後審査特別簡易型総合評価条件付き一般競争入札試行要領に基づく落札者決定基準に男女共同参画の視点を取り入れています。本項における届出は、この落札者決定基準の裏づけとなるものであり、入札に当たって、男女共同参画の推進状況を届け出ることにより、事業者にも男女共同参画を具体的に意識してもらい、男女共同参画の推進を促すことを目指しています。

**(自治組織等への支援)**

**第17条 市は、自治組織等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。**

**【趣旨】**

本条は、自治組織等が行う活動の中で、男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

**【解説】**

市は、平成19年度から市民環境部に市民活動支援課を設置し、市民や市民活動団体が行う活動について支援を行っています。この中で、特に男女共同参画が推進されるよう、情報提供など必要な支援を行っています。

**(自営業者への支援)**

**第18条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事する者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。**

**2 市は、家族経営協定、経営の法人化等の具体的な手法の普及拡大及び有効活用を図るため、必要な支援を行うものとする。**

**【趣旨】**

本条は、市が農林業、商工業その他の産業における自営業に従事する者に対し、男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。その上で自営業に携わる女性の地位を明確にし、家族経営協定や経営の法人化などの普及、有効活用のために支援を行うことを定めています。

**【解説】**

- 1 市が、自営業の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うと広く規定し、2項において推進するための具体的な支援について定めています。
- 2 農業又は商工業など自営業を支えるために、婚家における女性の労働力が重要であるにもかかわらず、その労働は評価が低く、対価として女性の収入にならないという現状があります。このため結婚生活における女性の経済の確保が不可欠です。結婚生活において“契約”や“権利”という考え方が必要で、その例として「家族経営協定」の締結を推奨します。

また、今まで男性に任せていることが多かった経済的な責任を女性も一緒に担うべきであり、女性自身が一人の人間として行動しなければなりません。このことを実現するために市は、家族経営協定についての学習会開催、啓発活動など必要な支援を行っていく必要があります。

**(事業者への支援)**

**第 19 条** 市は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の回避に係る情報を提供しなければならない。

**【趣旨】**

本条は、市が事業者に対し雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

**【解説】**

- 1 市が、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うと広く規定し、2項において推進するための具体的な支援について定めています。
- 2 職場が女性にとって必ずしも働きやすい状況になっていない現状があります。子育て、介護、昇進・昇格等法的に定められていても事業者も就労者も共に理解は十分とはいえません。職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントなど男女の人権に関する問題の発生は、利益を追求する事業者にとって、事業活動に対する損失となります。この損失を抑えることは、事業活動に対して大きな要素になることから、市は事業者に対し、問題を回避するための情報の提供を行うことを定めています。

**(家庭生活及び社会生活の両立支援)**

**第 20 条** 市は、男女が家庭生活における活動その他社会生活における活動を両立することができるように、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

**【趣旨】**

本条は、男女が家庭生活と仕事や地域などでの社会生活を両立していくために市が情報提供など、必要な支援を行うことを定めています。

**【解説】**

国の第3次男女共同参画基本計画の重点目標では、「仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていく上で重要なものである。」としています。平成20年7月に内閣府が行った仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査によると「仕事と家庭生活をともに優先したい」と答えた人の割合は26.3%、「仕事と地域・個人の生活をともに優先したい」と答えた人の割合は3.7%、「家庭生活と地域・個人の生活

をともに優先したい」と答えた人の割合は14.4%、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」と答えた人の割合は15.4%となり、これらの合計は59.8%となります。このことから生活の中で様々な活動を両立させたいと考える人への支援が必要となっている現状がわかります。

男女が様々な活動を生活の中で両立していくために市では、情報の提供など必要な支援をしていくことを規定しています。

**(子育てと介護における共助と支援)**

**第 21 条** 家族を構成する男女は、互いに協力して、次世代を担う子の養育と家族の介護に努めなければならない。

2 市は、家族を構成する男女が性別により役割を固定することなく、子育て及び介護を積極的に行うことができるようその環境整備に努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関して、男女の別に関わらず家庭を構成する者に、積極的に参画することを求めています。また、市は家族を構成する者が両立するための支援を行うことを努力義務として規定しています。

**【解説】**

子育て及び介護が女性に適しているという偏見は、まだまだ根強く存在します。子育て、介護は、両性が互いに協力して行うべきです。家族が男女の性別に関わりなく協力し合うことが大切で、市は、子育て及び介護が必要となる以前から多様な保育サービスの整備、放課後児童対策の充実、育児休暇や介護休暇の取得しやすい環境整備、介護関連サービスの充実などの整備を行い、学習、研修の機会を用意するなどの支援体制を整えるよう努力しなければなりません。

**(苦情及び相談への対応)**

**第 22 条** 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女の人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときには、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

**【趣旨】**

本条は、市が行う男女共同参画に関する施策に対する市民や事業者等からの苦情の申出、または性別による差別的取扱いなど人権の侵害に対する相談の申出について、市は迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めることを規定しています。このような苦情については、男女共同参画審議会と連携が取れるような体制に配慮しています。

**【解説】**

1 第9条と連動した規定です。

市は市が行う男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について不都合があった場合、不都合を生じた市民や事業者等の苦情に対し対応することを規定しています。

2 ドメスティック・バイオレンス、セクハラその他高齢者や児童等に対する暴力その他男女の人権侵害については、当事者からの訴えがしにくいものです。内密に相談できる機関に訴えたり、周囲が気付き支援したりすることで救われることもあります。苦情や相談に応える適切な機関が必要となります。市は、性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合、解決に向けて関係機関などと連携をとりながら、相談に応じ、必要な措置を講ずるものとします。

(男女共同参画教育の推進)

第23条 市及び教育に携わる者は、家庭教育、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女が均等に教育を受け能力を発揮できる機会が与えられるよう男女平等教育、生活的自立教育その他の男女共同参画の形成に関する教育の推進に必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

男女共同参画にとって教育及び学習は、根本的な意義を持ちます。そのため、本条は市に対して、生涯にわたるあらゆる教育の分野で、男女共同参画についての教育を行うことを求めています。

【解説】

子どもは幼いうちから、教育によって社会的及び文化的に形成された性差(ジェンダー)が刷り込まれて成長していく現状があります。

男女共同参画については、それについての学習をしなくては正しい理解が得られないという性格があります。現行の慣行化されている行動を批判的に改善するためには、「正しい理解」が必要なのです。さもなければ、結局はまちがった現状肯定的な結論になってしまう恐れがあるからです。私たちがこれまでの生活の中で「当然」「当たり前」としてきた意識や慣行が、社会的文化的に形成された性差によってゆがめられていることが学習されてこそはじめて、当然・当たり前と理解していた行動や考え方にゆがみが生じていることを認識することができるからです。例えば、教育の現場では、男女別の名簿が採用されてきました。名簿が男女別になっている場合、必ずといっていいほど男性が先で女性が後になっています。男女別名簿が意識に及ぼす影響も報告されています。

私たちが教育によって社会的及び文化的に形成された性差(ジェンダー)が刷り込まれて成長していくゆえ、知らず知らずのうちに男の子への子育てと女の子への子育てが異なっていることにつながっていきます。親、家族、その他子どもをとりまく人々が社会的文化的に形成された性差にとらわれない考え方を学習する必要があります。

また、女性は、多くの場面で、言われたことをやるように訓練付けられてきました。会議等で他の人たちと論理的に議論する経験が乏しく、発言を控えることに慣れてしまっている現状があります。このため、職場における管理職や地域における役員などのさらに責任の重い仕事には就きたくないと考える女性が少なくありません。女性が、会議等で自信を持って他の人たちと論理的に議論することができるために必要な態度や能力を培うための研修機会が、男性以上に与えられなければなりません。

#### 第4章 推進体制の整備

(審議会の設置)

第24条 男女共同参画に関する重要事項について調査審議等を行うため、笛吹市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び審議を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 第22条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、笛吹市男女共同参画審議会について定めています。

【解説】

「第2次笛吹市男女共同参画プラン“輝け男女 笛吹プラン”」に基づいた施策の実施状況の調査・検証や、男女共同参画を推進していくうえで、社会経済情勢や環境の変化によって発生した問題等を調査審議するために「笛吹市男女共同参画審議会」を設置します。

市及び笛吹市男女共同参画審議会と笛吹市男女共同参画推進委員会との連携を図るため、推進委員会が毎年浸透状況、周知状況の報告を行います。

市は苦情の申出の内容を検討したうえ、必要があれば男女共同参画審議会に諮るなど適切迅速な措置を講じます。苦情処理機関は、男女共同参画審議会の委員が兼務する等により、苦情内容を男女共同参画の施策に反映するよう努めます。

(審議会の組織)

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画審議会の組織について定めています。

(審議会委員)

第26条 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画審議会の審議会委員及び委員の情報保護について定めています。

(審議会の会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、男女共同参画審議会の役職について定めています。

(審議会の会議及び議事)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

**【趣旨】**

本条は、男女共同参画審議会の会議及び議事について定めています。

**(推進組織の設置)**

**第29条** 市長は、基本計画を推進するための組織を置くことができる。

**【趣旨】**

本条は、基本計画(プラン)を推進するための組織について定めています。

**【解説】**

男女共同参画社会の実現を目指した「第2次笛吹市男女共同参画プラン “輝け男女笛吹プラン”」を計画的に推進するための組織を設置できることとしています。現在、プランを推進するために市では、笛吹市男女共同参画推進委員会が設置されています。

第5章 補則

**(委任)**

**第30条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**【趣旨】**

本条は、必要事項を規則でも定めることとしています。